第百十三条の二第五項第二号	又は第百十七条各号
掲げる事実	若しくは第百十七条各号
第百十七条	債権とする
債権とする	債権又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実の発生前の原因に基づいて生じた債権とする
第百十九条の三第二項	又は第三十三条第四項に
生じた日の属する	生じた日又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が生じた日の属する
第二十五条第三項の規定により同項	第二十五条第三項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第二十五条第三項
第三十三条第四項の規定により同項	第三十三条第四項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第三十三条第四項
当該事実	これらの事実
第二十五条第三項の規定により当該	第二十五条第三項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該
第三十三条第四項の規定により当該	第三十三条第四項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により当該
第百十九条の四第二項	又は
事実が	若しくは
事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が	事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が
第百二十二条の二	又は法
事実が	若しくは法
事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が	事実又は震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実が
第百二十三条の八第四項第四号	
政令で定める事実	
政令で定める事実及び震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実	
当該事実	
これらの事実	
その債務者	
これらの事実に係る債務者	

第百五十五条の二第一項	損金算入）	損金算入）（震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に	
第百五十五条の二第一項第一号	第五十九条第二項第三号	第五十九条第二項第三号（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二号において同じ。）	
第百五十五条の二第一項第二号	同項各号	同項各号（同項第三号の規定を震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	同項及び法	法第五十九条第二項及び	
第百五十五条の六第一項第一号イ	益金不算入等）	益金不算入等）（同条第三項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	損金不算入等）	損金不算入等）（同条第四項の規定を震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第百五十五条の二十第十一項	欠損金の損金算入）	欠損金の損金算入）（同条第二項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	欠損金の損金算入）	欠損金の損金算入）（同条第二項の規定を震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第百五十五条の二十第十一項第一号ロ	同項第三号	震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含み、法第五十九条第二項第三号	
第百五十五条の二十第十一項第一号ハ	の法第五十九条第二項又は第三項	の法第五十九条第二項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。ハにおいて同じ。）又は法第五十九条第三項	
第百五十五条の二十一第二項	同項第三号	震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に	
第百五十五条の二十一第二項第六号	第五十九条の二第二項	第五十九条（同条第二項の規定を震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の	
第百五十五条の四十三第二項第五号	損金算入）	損金算入）（同項の規定を震災特例法第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
	同条第三項	法第五十九条第三項	

3　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項の規定を法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合の法人税法第二十五条第五項、第三十三条第七項及び第五十九条第四項に規定する書類に関し必要な事項は、財務省令で定める。